

千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、この章の規定の適用上、これらの規定を適用する。

第二十三条 原産地規則

原産地規則に関する規定については、附属書二で定める。

第二十四条 物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条 一般的な見直し

両締約国は、この章の規定及び附属書一の両締約国の表についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行う。両締約国は、その見直しの結果合意する場合には、この章の規定及び附属書一の両締約国の表に基づく市場アクセスの改善の可能性についての交渉を開始することができる。

第三章 税関手続及び貿易円滑化

第二十六条 適用範囲